

泉大津市空家除却補助金申請 手引き

泉大津市空家除却補助金を利用される場合は、「泉大津市空家除却補助金交付要綱」を十分に理解されてから申請の手続きを行ってください。また、除却工事着工後の相談及び補助金申請は受付られませんので、必ず着工前にご相談ください。

① 申請

泉大津市空家除却補助金申請書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の原本（発行日から3ヵ月以内のもの）
- (2) 除却工事の内容がわかる図面及び費用がわかる見積明細書（②－（3）を有する施行業者から申請者に宛てたもの）
- (3) 現況写真
- (4) 市民税、固定資産税の滞納がないことを証する書類（所有権を共有している場合は共有者全員のもの）
- (5) 補助対象住宅の所有権を共有している場合は、代表者以外の委任状
- (6) 区分所有である建築物の場合は、誓約書及び他の所有者から同意を得ていることがわかる書類
- (7) 反社会的勢力排除に関する誓約書

※所有者が亡くなっている場合は、相続人全員を確認するために、戸籍謄本が必要です。

※登記事項証明書において、法人名義の建物は対象外です。

※『誰でもできるわが家の耐震診断』において、評価が8点以上の建物は対象外です。

※申請期間は4月から12月末までの開庁日です。

② 事業の開始

泉大津市空家除却補助金交付決定通知書が届きましたら、90日以内に工事を開始し、泉大津市空家除却工事着手届に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 工事契約書（写）
- (2) 工程表
- (3) 建設業法第3条第1項関係に規定する建設業の許可証（写）、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業者の登録証（写）
- (4) 解体工事等に関する誓約書（施工業者により記入）

※必要に応じて、泉大津市空家除却補助金の代理受領に係る委任状をご使用ください。

③ 申請の取下げ、内容の変更

申請の取下げや内容の変更がある場合は、次の書類を提出してください。

- ・申請の取下げ：泉大津市空家除却補助金取下届
- ・申請内容の変更：泉大津市空家除却補助金変更申請書

④ 実績報告

除却工事が完了したときは、速やかに泉大津市空家除却工事完了報告書に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 除却工事終了後の写真
- (2) 除却工事に要した費用のわかる請求書及び領収書（②－(3)を有する施行業者から申請者に宛てたもの）

※2月末までに工事を完了及び市への報告書等の提出を行ってください。

※道路との境界付近の写真は、詳細に撮ってください。

⑤ 補助金の請求

泉大津市空家除却補助金額確定通知書が届きましたら、完了日から30日以内、または申請された年度の末のいずれか早い日までに、泉大津市空家除却補助金請求書を提出してください。

※通帳の写しも添付願います（代理受領事業者を除く）。